

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

1 地域防災計画

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、尾張旭市防災会議が作成する「尾張旭市地域防災計画」であり、大規模な災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

2 尾張旭市国土強靱化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、尾張旭市国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 市民の生命を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする

3 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第 3 節 計画の構成

災害対策の基本は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことであり、この3本の柱で各計画を構成する。

共通編

風水害災害対策計画

地震災害対策計画

原子力・大規模事故対策計画

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、尾張旭市の職員及び関係機関に周知徹底し、計画のうち特に必要と認められるものについて、地域住民にも周知徹底するものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「幸せつむぐ笑顔あふれる尾張旭」を将来の都市像とし、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっており、また南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「地震災害対策計画第1編第2章 被害想定」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急避難確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が、一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 水防活動、消防活動及び浸水対策活動を行う。

- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物及び家畜に対する応急措置を行う。
- (13) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (20) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県関係機関

〔愛知県守山警察署〕

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の搜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

〔愛知県〕

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (6) 避難の指示を代行することができる。
- (7) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (8) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (9) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 市の実施する消防活動、水防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (11) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (12) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (13) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (16) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。

- (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (19) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (20) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。

〔愛知県尾張県民事務所〕

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 市の災害対策業務に対する支援を行う。
- (3) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

〔愛知県尾張建設事務所〕

- (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- (2) 公共土木施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (3) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知及び排水調整を行う。
- (4) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (5) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
- (6) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

〔愛知県尾張農林水産事務所〕

- (1) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (2) 農産物及び家畜に対する応急措置を行う。

〔愛知県尾張教育事務所〕

被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

〔愛知県瀬戸保健所〕

- (1) 防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (2) 管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市に提供する。

3 指定地方行政機関

〔中部森林管理局〕

知事、市長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

〔中部運輸局〕

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- (7) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

〔名古屋地方気象台〕

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

〔中部地方整備局〕

(1) 災害予防

- ア 降雨、河川水位などについて観測する。
- イ 庄内川（矢田川を含む）の水防警報を行う。
- ウ 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
- エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(2) 初動対応

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

(3) 応急復旧

- ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
- イ 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌事務を実施する。
- ウ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- エ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- オ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- カ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械等を被災地支援のため出動させる。

〔国土地理院中部地方測量部〕

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施に当たっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

(1) 風水害対応

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- ア 被害状況の把握を行う。

- イ 避難の援助を行う。
- ウ 遭難者等の捜索救助を行う。
- エ 水防活動を行う。
- オ 消防活動を行う。
- カ 道路又は水路の啓開を行う。
- キ 応急医療、救護及び防疫を行う。
- ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ケ 給食及び給水を行う。
- コ 入浴支援を行う。
- サ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

(2) 地震対策対応

ア 災害派遣の準備

- (ア) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- (イ) 災害派遣計画を作成する。
- (ウ) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

イ 発災後の対処

- (ア) 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- (イ) 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- (ウ) 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

〔西日本電信電話株式会社〕

- (1) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (4) 気象等警報を市へ連絡する。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔中部電力株式会社〕※

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (3) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

※ 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

〔東邦瓦斯株式会社〕※

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

※ 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

〔日本赤十字社〕

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保し、また南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
- (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

- (6) 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。

〔中日本高速道路株式会社〕

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

〔独立行政法人水資源機構〕

愛知用水の施設（用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

〔独立行政法人地域医療機能推進機構〕

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

〔日本郵便株式会社〕

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等に宛てた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

〔KDDI株式会社〕

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

〔株式会社NTTドコモ〕

- (1) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (2) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

〔ソフトバンク株式会社〕

- (1) 災害時における重要通信の確保及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(3) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔楽天モバイル株式会社〕

(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。

(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔一般社団法人日本建設業連合会〕

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

〔株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

〔名古屋鉄道株式会社〕

(1) 線路、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係する施設の保守・管理を行う。

(2) 旅客の避難、救護を実施する。

(3) 列車の運転規制を行う。

(4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。

(5) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止又は自動車による代行輸送を行う。

(6) 死傷者の救護及び処置を行う。

(7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

〔愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会〕

(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。

(2) 発生後は、LPガス設備の災害復旧をする。

〔一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会〕

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔瀬戸旭医師会〕

(1) 医療及び助産活動に協力する。

(2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔尾張旭市歯科医師会〕

(1) 歯科保健医療活動に協力する。

(2) 身元確認活動に協力する。

〔尾張旭市薬剤師会〕

(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

(2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔産業経済団体〕

農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

〔自治会等〕

自治会、自主防災組織、女性消防（防災）クラブは、地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。

〔文化・厚生事業団体〕

日赤奉仕団、婦人会等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

〔グリーンシティケーブルテレビ〕

- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 放送施設の保守を行う。

〔尾張東部放送〕

- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 放送施設の保守を行う。

〔危険物施設等防災上必要な施設の管理者〕

当該施設について防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔建築関係団体〕

一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。

第4章 本市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

1 地勢

本市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部にあり、尾張丘陵とこれを侵食した矢田川の流域に広がっている。東部に瀬戸市、西部、北部に名古屋市、南部に長久手市に接し、その市域は、東西5.7km、南北5.6km、面積は21.03km²である。

地形は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分けることができる。

北部丘陵は、森林公園に代表されるように緑地帯が多く、ため池が大小いくつか見受けられ、市内を東西に流れる矢田川の右岸は、肥沃な沖積平野となっており、また、左岸の本地ヶ原では、洪積層が広がっている。

北部丘陵の地質は、新生代第三紀鮮新世に属する堆積層で、瀬戸層群矢田川累層と呼ばれ、礫層、砂層、シルト層を主体として、火山灰や亜炭層を伴っている。

また、丘陵部によって囲まれた低地は、矢田川によってできた平野部であり、沖積層が堆積している。

2 気候

本市の気候は、比較的温暖で、年間を通じて快晴が多く、特に冬季は、晴天が続き降雪日もそれほど多くはない。名古屋地方気象台の記録によれば、年間平均気温は概ね15℃であり、年間降水量は、1,600mm程度で、6、7、9月に多く降っている。

太平洋岸の他地域に比べると、夏季の降水量は若干少ないうえ、高温で干天連続日数が長期にわたることがあり、また、冬季の気候は、季節風の「伊吹おろし」が吹き、日本海側から雪を運んでくることもある。

第2節 既往の災害とその被害

1 台風による災害

過去において最大の被害をもたらした台風は、1959年（昭和34年）9月26日の伊勢湾台風である。県内全域では死者3,168名、行方不明92名、家屋全壊23,334戸、流失3,194戸、半壊97,049戸、床上浸水53,560戸、床下浸水62,831戸と、多大な被害をもたらした。

2 集中豪雨

近年において予想を上回る雨量により大きな被害をもたらしたのは、2000年（平成12年）9月11日～12日の東海豪雨である。台風14号の影響により秋雨前線が刺激され記録的な豪雨となった。県内全域では死者7名、家屋全壊18戸、半壊154戸、床上浸水22,078戸、床下浸水39,728戸と、多大な被害をもたらした。

3 既往の地震

過去100年間の国内における死者1,000人以上の大地震（津波も含む。）は11回あり、その内3回が愛知県周辺を主たる被害地域としており、本市も被害を受けている。

過去において、被害を与えた地震を分類すると、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

(1) 海溝型地震 トラフ沿いに発生する大地震

ア 1944年（昭和19年） 東南海地震 M7.9

イ 1946年（昭和21年） 南海地震 M8.0

(2) 内陸型地震 陸地の活断層のずれによって発生する大地震

ア 1891年（明治24年） 濃尾地震 M8.0

イ 1945年（昭和20年） 三河地震 M6.8

第3節 社会的条件

災害は、気候、地勢等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが、同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

- (1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増加など、要配慮者の増大も懸念されている。

- (2) 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響が懸念される。

- (3) 自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

- (4) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

このような本市における急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から市民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

愛知県地震防災推進条例（平成16年4月1日施行）に基づき、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域で働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び該当地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

- (1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

- (2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

- (3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 市における措置

- (1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

- (2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう

努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(3) 補助金の交付

市は、自主防災組織等を対象として、その活動を支援するために、「尾張旭市地域防災活動補助金交付要綱」に基づき活動補助金を交付する。

3 県における措置

(1) 自主防災組織の育成支援

県は、自主防災組織の育成を推進するため、避難・救護用資機材の整備等、市が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。

(2) 防災関係団体のネットワーク化の支援

県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防（防災）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(3) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

ア 初期消火の実施

イ 地域内の被害状況等の情報の収集

ウ 救出・救護の実施及び協力

エ 住民に対する避難命令の伝達

オ 集団避難の実施

カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

キ 避難所の運営

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、

県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市及び県は、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、市は災害ボランティアセンター、県は広域ボランティア支援本部を設置する。

(イ) 市は、災害時に社会福祉協議会にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 市及び県は、防災訓練等において、NPO・ボランティア関係団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うよう努める。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

7 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

市は、愛知県防災ボランティアグループ登録制度を活用して、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握すると

ともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、災害時で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市、県及び商工会等における措置

市、県及び商工会等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工会等は、企業防災の重要性や事業継続計画（ＢＣＰ）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（ＢＣＰ）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市、県及び商工会等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓

口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

市及び県における措置

- (1) 都市計画のマスタープランの策定
都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び市立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。
- (2) 防災街区整備方針の策定
地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市及び県における措置

- (1) 都市における道路の整備
都市内の道路は、延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。
このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。
- (2) 都市における公園等の整備
都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。
市及び県は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、都市公園の整備を進めていく。
都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。
また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、積極的に保全していく。
- (3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等
県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれ

のある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

市及び県における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

市、県及び土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地の利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事等により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

第5節 都市排水対策

1 市における措置

公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、水路、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。

第3章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実践等の人材育成を行う必要がある。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ロ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう務める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を習得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連

携等により、人材の育成を図る。

イ 県は、消防学校において、消防職団員に対する教育訓練の徹底を図るとともに、企業等における自衛消防隊員に教育訓練を実施し、その技能向上を図る。

ウ 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

エ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに防災倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

市及び県は、地震観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

市及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、整備の充実を図るよう努めるものとする。

(12) 防災拠点施設の屋上番号標示

ヘリコプター等からの災害応急活動が効果的に実施できるように、防災拠点施設等の屋上に番号標示を行うものとする。

※ 市役所屋上27-0、東中学校屋上27-1、西中学校屋上27-2

2 市における措置

(1) 防災倉庫の整備改善及び点検

危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに防災倉庫の整備改善及び点検を行う。

(2) 消防団車庫の整備

地域防災力の充実強化を図るため、消防団車庫の機能を強化し、地域防災拠点化等を踏まえた整備を進める。

3 市（消防機関）における措置

消防車両、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）及び大規模災害等に対処するため、消防ポンプ自動車、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

4 県における措置

(1) 防災資機材整備に対する援助

市における防災資機材の整備に必要な援助を行うことが必要である。

(2) 市町村業務継続計画等の策定促進

県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

(3) 教育訓練の実施

消防学校において、風水害等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。

(4) 防災行政無線等の有効活用

県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市等関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。

(5) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

(6) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う。

イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。

ウ 防災ヘリコプターの運航に当たり、消防業務にも有効活用するため、市（一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）を含む。）消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。

(7) 市消防施設の整備促進

ア 県は、市の実施する消防・救急に係る消防施設の充実のため、従来から補助金を交付し、また、救急業務を促進するため補助制度を設けてきたところであるが、今後も積極的にそ

の整備を推進する。

イ 県は、大地震に耐える防火水槽の設置及び住民による可搬式動力ポンプの操作が、より効果的であるため、可搬式動力ポンプの整備を促進する。

(8) 県有施設の自衛消防体制の整備

県は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

(9) 化学消火薬剤等の備蓄

県は、危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤等を備蓄する。

5 県警察における措置

県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

6 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

7 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ 防災情報システムの整備

県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝

達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

8 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救助工作車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

9 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛を導入する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

10 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定に当たっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量を把握しておかなければならない。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	おおむね 1 km以内	調整池、耐震性貯水槽、給水車
4 日～10 日	20	おおむね 250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	おおむね 100m以内	同上
22 日～28 日	被災前給水量 (約 250)	おおむね 100m以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、日頃からの維持管理をしておく必要がある。

ア 水道用貯留施設の利用

配水池、調整池、耐震性貯水槽を利用して応急給水する。

イ 受水槽の利用

公共施設等の受水槽を利用して応急給水する。

ウ 井戸の利用

(ア) 浅井戸、深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用に当たっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

11 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペッ

トボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等に鑑み、被災市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

12 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

13 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

- (2) 県災害廃棄物処理計画の策定

県は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、市及び県、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

- (3) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、県は、次の協定を締結している。

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援

- ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成26年1月1日）

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

- ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分
- ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成21年3月25日付け）
一般社団法人愛知県建設業協会（平成29年2月17日付け）
一般社団法人愛知県土木研究会（平成29年2月17日付け）
一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成29年2月17日付け）

ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定

- ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収
- ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成17年4月1日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

14 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第4章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定避難所に指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所

運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するよう努める。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難所の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一 家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について 必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を進める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設

備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織を中心とした自治会、町内会と協力して、市が作成した「尾張旭市避難所運営マニュアル」や県が作成した「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域別に「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活をする住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 青空避難（車中泊やテント泊）は推奨しないが、感染症対策として学校の運動場をやむを得ず開放する場合、避難者の安全を確保するため、必要な対策を講じる。

ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(資料)

- ・ 風水害、地震災害の指定避難所……資料4-22
- ・ 福祉避難所、協定社会福祉施設等……資料4-23、25

第2節 要配慮者支援対策

市、県及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得

て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や飲料水、生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 本計画における「避難行動要支援者」の範囲は、災害時に援護が必要と想定される在宅の者のうち、特に避難所までの避難に困難が予想される次に掲げる者をいう。

(ア) 70歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

(イ) 要介護度3から5までの者

(ロ) 身体障害者手帳（1・2級）を所持している者

(ハ) 精神障害者手帳（1級）を所持している者

(ニ) 療育手帳（A・B判定）を所持している者

(ホ) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者（難病患者を含む）

なお、避難行動要支援者対策に関する細目的な部分については、尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱に定めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に援護が必要と想定される者の情報を保有している担当部局の台帳等を基に、調査、訪問又は郵送等により避難行動要支援者の把握を行う。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、氏名・生年月日・性別・住所・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応する。

(ロ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登録される要支援者は、転出・転入、出生・死亡・障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(ハ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登録された情報を利用・提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、町内会、その他市長が特に必要と認める者とする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への講習会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を利用・提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、町内会、その他市長が特に必要と認める者とする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、計画に掲載された情報を提供することについて当該情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への講習会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ロ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合

が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語や、やさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(7) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の洪水時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(6) 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第5章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

- 市、県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

(ア) 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市））

(イ) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 医療救護活動の広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入れについて相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の整備に努めるものとする。

(5) 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

2 県警察における措置

(1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。

(2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(3) 県警察は、救出救助用資機材の整備を推進するものとする。

3 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等が迅速に活動できるよう、

人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市及び県における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

また、市、県及び国は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第3編 災害応急対策

第1章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明し

た事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告については、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 県の措置

(1) 市への職員派遣による情報収集

県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、必要に応じ職員を派遣し、被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 方面本部構成機関による情報収集等

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係局及び方面本部へ連絡する。

(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集

県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。

(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告

市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。

(5) 市への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(6) ライフライン事業者への情報提供

県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。

(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

3 県警察、自衛隊及び航空機を所有する各機関の措置

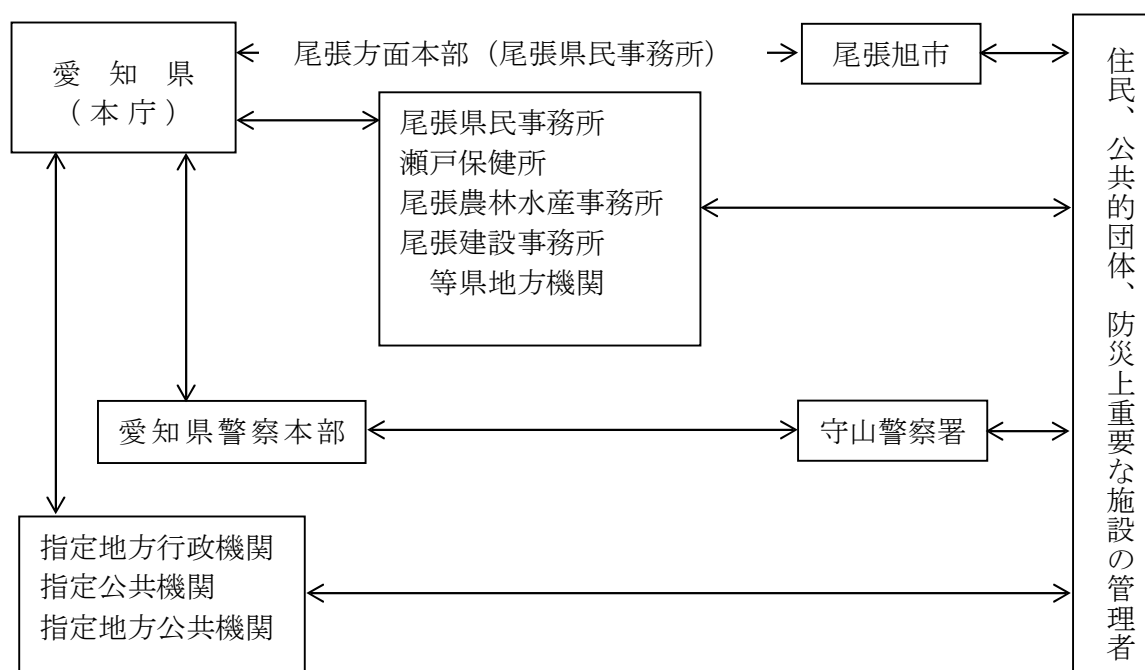
大規模な地震が発生し、甚大な被害が予想される場合、県警察、自衛隊及び航空機を所有する各機関は次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を災害対策本部災害情報センターに通報するものとする。

- (1) 災害発生場所、延焼の状況
- (2) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (3) 建築物の被害状況（概括）
- (4) 公共機関及び施設の被害状況
- (5) 住民の動静
- (6) その他

なお、この上空偵察結果は必要に応じ、市に連絡するものとする。

4 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。
ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 情報の収集伝達については、共通編第3編災害応急対策第1章第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直通電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

5 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措

置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

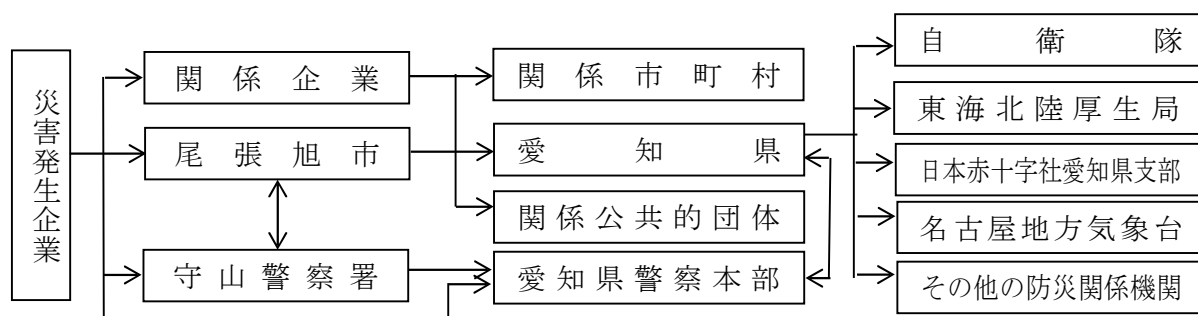
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供に当たっては、被災住民及び第三者に権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

陸上災害の場合



7 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式集1-1、1-2によること
人、住家被害等	人的被害	様式集1-3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式集1-4によること
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等、砂防被害	様式集1-5によること 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

8 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

9 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害及び水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

1 市、県及び防災関係機関における措置

- (1) 専用通信の使用
防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県への災害情報の伝達は、県防災行政無線を中核施設として使用する。また、市内の緊急を用する通信連絡は、市防災行政無線を最大限に活用し、通信連絡の確保を図る。
なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。
- (資料)
 - ・ 防災行政無線設備……資料4-17
- (2) 防災相互通信用無線局の使用
市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。
- (3) 衛星通信施設の使用
市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。
- (4) 移動系無線局の使用
各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。
- (5) 非常通信
無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含

む。)

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(資料)

- ・ 災害時優先電話一覧……資料4-14

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、全ての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たっては、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付)へダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げる。

- ・ 非常扱いの電報の申し込みであること。
- ・ 発信電話番号と機関名
- ・ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・ 通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書きし、NTT西日本東海支店エリアの営業窓口へ差し出す。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては、電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」へダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げる。

- ・ 緊急扱いの電報の申し込みであること。

- ・ 発信電話番号と機関名
- ・ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・ 通信文と発信人名

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、県は、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

また、市長は市が協定を締結しているコミュニティFMやケーブルテレビ等の放送事業者に対し、地域の緊急放送を依頼することができる。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

2 県における措置

(1) 災害対策用指揮車等の使用

県は、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。

(2) 耐震通信施設の使用

県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。

(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府（防災担当）、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害対策本部との間で開設した緊急連絡用回線（ホットライン）を使用して、迅速かつ円滑な情報の収集伝達を行う。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

(1) 関係機関との連絡を密にした広報活動

各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

(2) 相談窓口等の開設

各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

(1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(2) 市民への災害広報

各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、市民への災害広報を実施する。

- ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- イ 防災行政無線の放送
- ウ コミュニティFMやケーブルテレビの放送
- エ 市Webサイト掲載
- オ 各種SNSによる情報提供
- カ 携帯電話（緊急速報メール機能等を含む。）による情報提供
- キ 広報誌等の配布
- ク 広報車の巡回
- ケ 掲示板への貼り紙
- コ その他広報手段

4 広報内容

[風水害対応]

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとりべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

[地震対応]

- (1) 地域災害広報

市は、次の事項について広報を実施する。

 - ア 災害発生状況
 - イ 災害応急対策の状況
 - ウ 交通状況
 - エ 給食・給水実施状況
 - オ 衣料・生活必需品等供給状況
 - カ 地域住民のとりべき措置
 - キ 避難の指示
 - ク その他必要事項
- (2) 広域災害広報

各機関（市を除く。）は、次の事項について広報を実施する。

 - ア 災害発生状況

- イ 道路情報
- ウ 公共交通機関の状況
- エ 電気・ガス・水道等公益事業施設状況
- オ 給食・給水実施状況
- カ 衣料・生活必需品等供給状況
- キ 河川・橋梁等土木施設状況
- ク 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

5 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報誌等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、市Webサイト各種SNSの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- ア 災害関係記事又は番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- エ 関係機関の告知事項

(資料)

- ・ 予警報の地域細分……………資料3-1
- ・ 尾張旭市に影響のあった災害……………資料3-2
- ・ 防災関係機関及び連絡窓口……………資料4-34

第2章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

1 市における措置

- (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）
市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- (2) 県職員の受入体制の整備
市長は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため派遣される県職員に対し、その活動に必要な資機材等について、要請に応じて可能な限り準備するものとする。
- (3) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）
市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。
なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。
また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。
この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
- (4) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援
市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 県における措置

- (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の4）
知事は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。
なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。
- (2) 中部9県1市における応援要請

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。

(3) 全国都道府県における応援要請

県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

(4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災害対策基本法第74条の3）

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

(5) 市に対する応援

ア 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(6) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。

(1) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

(2) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

(3) 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限

(4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

- (2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果の相互交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

5 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

6 経費の負担

- (1) 国、県及び他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県における措置

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受入れ体制の確立を図るものとする。

3 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動に当たる警察災害派遣隊等の援助要求を行うものとする。

4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、市長及び知事は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じ、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令(小牧基地司令)		県内全域

※ ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

- (5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
項目	内容
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 市における措置

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

3 災害派遣要請者（県）における措置

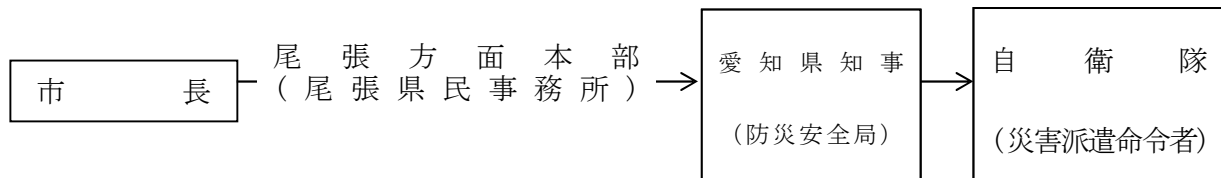
(1) 知事は、市長の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。

(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

(4) 知事は、市長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

4 災害派遣要請等手続系統



(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 知事は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長に受入体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 受入側の市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

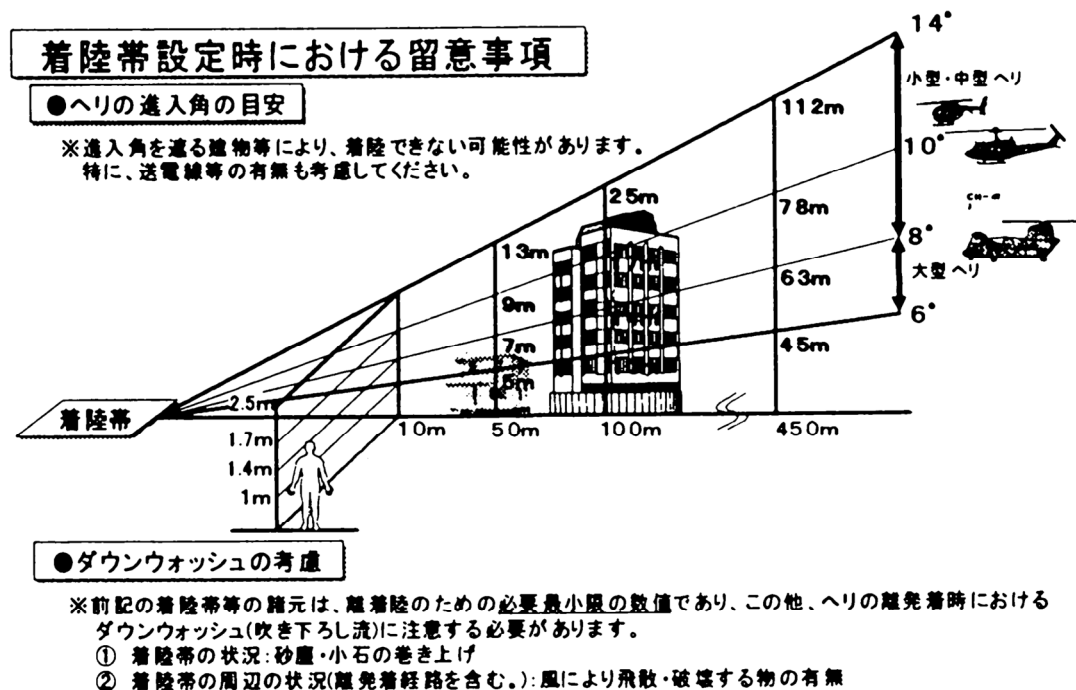
エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

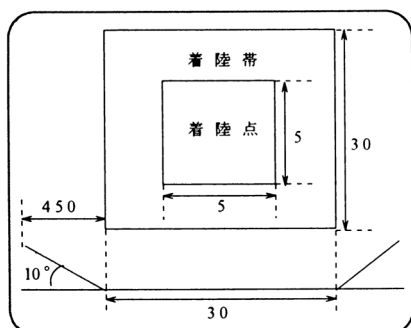
- a ヘリポート用地として、別記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

「無障害地帯、着陸点、着陸帯の基準」



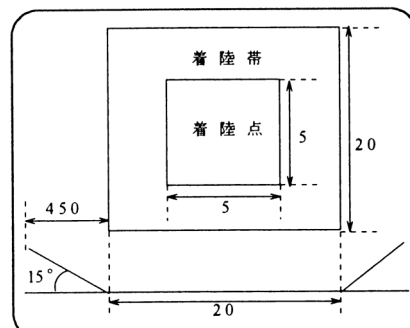
(ア-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

単位 m



(ア-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

単位 m

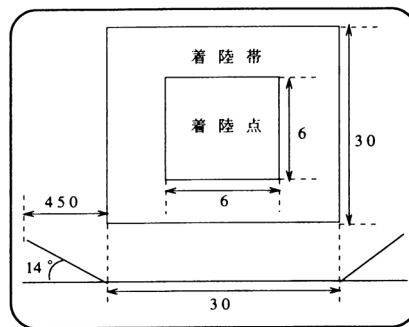
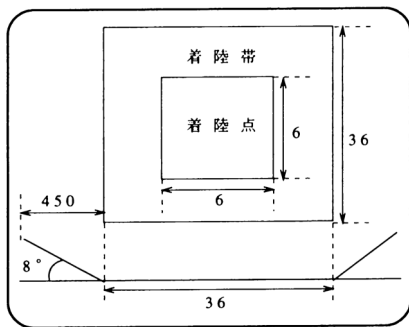


(イ-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》

単位 m

(イ-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》

単位 m

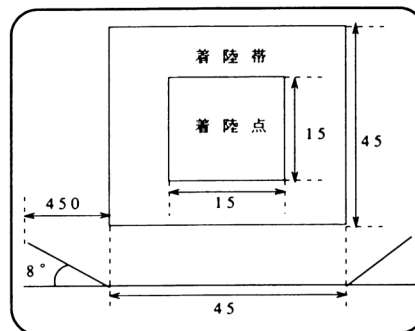
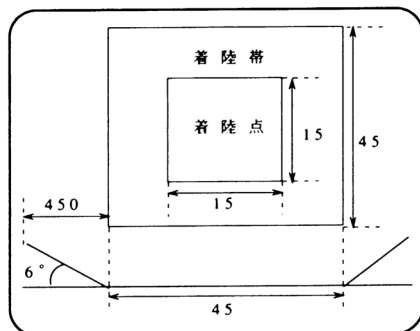


(ウ-1) 大型機(V-107及びUH-60J)の場合《標準》

(ウ-2) 大型機(V-107及びUH-60J)の場合《応急》

単位 m

単位 m

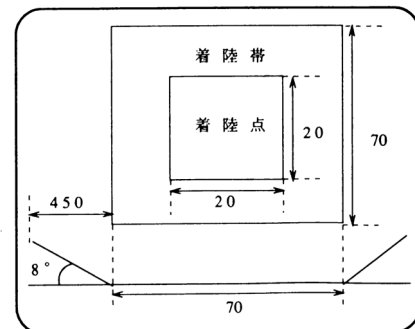
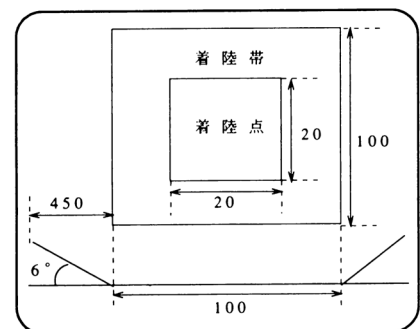


(エ-1) 大型機(CH-47)の場合《標準》

(エ-2) 大型機(CH-47)の場合《応急》

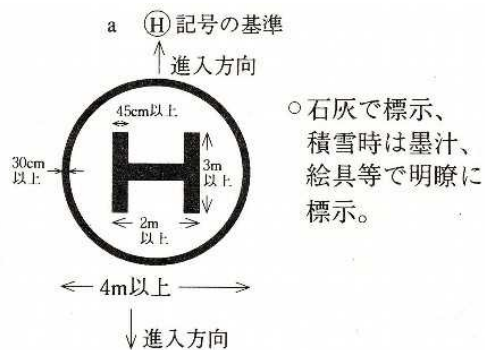
単位 m

単位 m

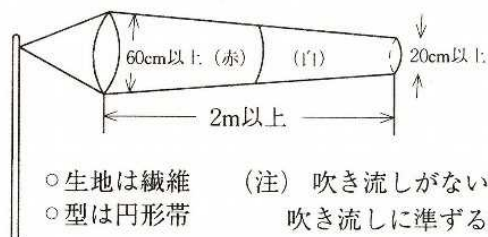


(イ) 受入時の準備

- a 着陸点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



b 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を敬揚。

- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施す

る。

e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

(資料)

- ・ ヘリ離着陸可能箇所……資料4-9

(参考)

- ・ 部隊等の派遣要請依頼書……様式集4-1
- ・ 災害派遣部隊撤収要請依頼書……様式集4-2

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

(1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

(1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。

ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。

イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。

ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。

エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。

オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。

(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

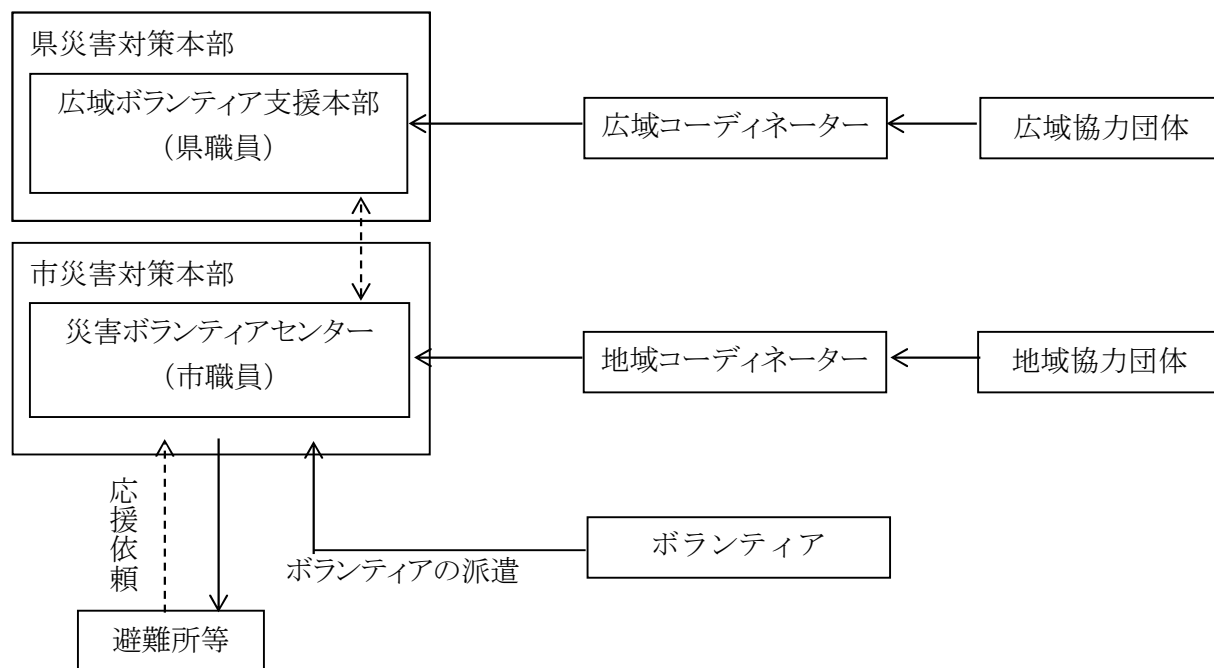
- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

- (2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア

ボランティアの受入れの流れ



5 県における措置

- (1) 県は、市ボランティアセンターを支援するため、広域ボランティア支援本部を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 広域ボランティア支援本部に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (3) 広域ボランティア支援本部においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

- (1) 市、県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保等

物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

(2) 地域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図るものとする。

(3) 広域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

(4) 中核広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

(5) 航空広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点※	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点
設置主体	市	県、及び政令市	県、及び政令市	県	
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等	
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点

拠点数		市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路

※ 道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

第3章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出に当たっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

(1) 救出活動

市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 他市町村又は県への応援要求

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請

広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 県における措置

(1) 自衛隊等への応援要求

県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(2) 他市町村への応援指示

県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

(4) ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。

3 県警察における措置

(1) 救出救助活動

県警察は、市及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 災害救助犬の出動要請

県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

4 県公安委員会における措置

警察災害派遣隊等の援助の要求

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動に当たる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

5 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

6 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

7 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）や緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（資料）

- ・ 愛知県内広域消防相互応援協定……………資料2-7

（参考）

- ・ 被災者救出状況記録簿……………様式集3-16

第2節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 防災ヘリコプターの応援要請（市等における措置）

市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

(2) 防災ヘリコプターの出動（県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置）

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (ア) 被害状況調査等の情報収集活動
- (イ) 食料、飲料水、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (エ) 火災防御活動
- (オ) 救急救助活動
- (カ) 臓器等搬送活動
- (キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市の要請による出動

市長等から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

- (ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- (イ) 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

オ 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- (ア) 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。
- (イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

（資料）

- ・ 愛知県内広域消防相互応援協定……………資料2-7

（参考）

- ・ 被災者救出状況記録簿……………様式集3-16

第4章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、他市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、救護所を設置し、必要に応じて瀬戸旭医師会、尾張旭市歯科医師会、瀬戸旭長久手薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 県における措置

(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 市、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字

社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等

ア DMATの派遣要請

県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(3) 救護班の派遣要請等

ア 救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

ア 愛知DPATの派遣

(ア) 県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

(イ) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

イ DPATの派遣要請

(ア) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

(イ) 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。

(6) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

ア 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般的協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。

イ 地域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、SCUを

設置する。

3 地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）指定医療機関における措置

災害派遣医療チーム（DMAT）指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMAT）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

5 日本赤十字社愛知県支部における措置

- (1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

6 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。
- (3) 県医師会は、保健医療調整会議への瀬戸旭医師会の参画を調整する。
- (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

7 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

8 医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣等

- (1) 医療救護班
 - ア 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。
 - イ 県医師会、県病院協会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。
 - ウ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
 - エ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。
 - オ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
 - カ 県独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、隣接県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。
- (2) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）
 - ア 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。
 - イ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

9 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として消防部消防班及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

10 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は２次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。
圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県薬剤師会は、県又は市の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。
- (5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。
- (6) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。
- (7) 県は災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。
- (8) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

11 血液製剤の確保

- (1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。
- (2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。
 - ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。
 - イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。
 - ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。
県は県外からの血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。

12 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、市、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

13 医療機関等における活動の支援

県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。

14 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害

が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、掃除、し尿処理、生活ごみの収集に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

2 県における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に保健医療調整本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具器材の整備

ア 市及び県の防疫用器具器材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。

イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内非り災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

(6) 応援体制

ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、保健医療調整本部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(7) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

3 食品衛生指導

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

4 栄養指導等

(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

(1) 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 児童・生徒等への健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 動物の保護

- (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

10 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。
- (7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- (8) 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するものとする。
- (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。
また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。
- (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（資料）

- ・ 医療機関一覧表……………資料4-28
- ・ 救急病院・救急診療所……………資料4-29
- ・ 瀬戸旭医師会集団災害時連絡表……………資料4-30

（参考）

- ・ 救護班活動状況……………様式集3-13
- ・ 病院診療所医療実施状況……………様式集3-14
- ・ 助産台帳……………様式集3-15

第5章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等	・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交

	に係る連絡及び調整	通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 通行禁止区域内の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、避難のために車両を使用しないこと。

やむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、う回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

(4) 対策

市は、速やかに応急復旧作業体制を確保した後、道路施設の被災状況及び交通状況を把握するため、速やかに巡視を実施し、次の緊急輸送道路の順位で、災害の態様と緊急度に応じて、各道路管理者と連携のもとに機能の確保を図る。

第1次緊急輸送道路 (県指定)	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路 (県指定)	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
市指定緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路、市役所等と指定避難所を連絡し、市内の緊急輸送を担う市指定の道路

(5) 応援協力関係

市は、道路等の応急復旧工事を「災害時における被災地の復旧に関する協定」に基づき土木業協会・建設協会に応援要請する。また、応急復旧工事に更なる要員等が必要な場合は、県へ応援を要請する。

2 中部地方整備局における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。

イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。

ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。

エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急

の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整

ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

3 中日本高速道路株式会社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため災害点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。

種 類	実施時期	点検内容
状況把握点検	災害発生直後	速やかな被災者援助と交通確保に資するため、道路の損傷状況、利用者の被害状況、沿道、沿線の状況等を点検するもの
応急復旧点検	状況把握点検	上下線分離の道路については最低上下各1車線又は片側2

	実施後直ちに	車線を、非分離の道路については最低1車線を速やかに確保するため、どのような応急復旧が必要か点検するもの
--	--------	---

イ 一般加入電話が使用できない場合は、自営回線及び衛星防災通信システムを活用し、的確な情報の収集等に努める。

ウ 状況に応じて、ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。

エ 人命等の保護のため必要があるときは、関係機関に応援要請を行う。

オ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。

イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネットワークを利用した有効的な回路情報の提供を行う。

ウ 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定することが可能な場合、事前に通行規制見込みの可能性について周知を図るものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用することとする。また、降雨予測の変化に応じて適宜内容の見直しを行うものとする。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回道路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ あらかじめ定められた協力業者により必要な資機材、人員の確保を行い、被害箇所において速やかに通行可能な復旧作業を実施する。

ウ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

4 県における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。

エ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

オ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

カ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

キ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

ク 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

ケ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

第3節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

(1) 人員・物資等の輸送手段確保

市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 他市町村・県への調達あっせん要請

市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんに要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

2 県における措置

(1) 市の輸送手段確保要請に基づく関係機関に対する協力要請

市から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(2) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等

知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。

- (3) 知事は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

3 災害輸送の実施（輸送機関における措置）

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

4 中部運輸局の措置

中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう協力要請を行うとともに、県の要請により車両等の調達調整を行う。

5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

6 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、本章第1節道路交通規制等1(5)に定めるところによる。

（資料）

- ・ 輸送車両等の保有状況……資料4-21
- ・ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路）一覧……資料4-33

（参考）

- ・ 輸送記録簿……様式集3-24

第6章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市や県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

男女共同参画の視点から、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性

の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人等への情報提供方法について、「尾張旭市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「尾張旭市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 他市町村に対する応援指示（県における措置）

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を超える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。

県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

風水害及び地震災害対策計画 第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

風水害及び地震災害対策計画 第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には、災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 国際交流団体や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 県における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市を支援する。

また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）を編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信等

県国際交流協会と共同で大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障がい者が必要な情報を取得することができるよう、市その他関係機関と連携して、障がい者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

(資料)

- ・ 風水害、地震災害の指定避難所……………資料4-22

- ・ 福祉避難所、協定社会福祉施設等……………資料4-23、25
(参考)
- ・ 避難所設置及び収容状況……………様式集3-7

第7章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給
被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合の措置
断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講ずる。
- (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮
応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 県における措置

- (1) 市の要請に基づく応急給水の応援
市から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。
- (2) 県水受水市町村等に対する所要給水量の確保
企業庁においては、県水受水市町村等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

3 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。
- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」又は給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

4 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- (4) 県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。
- (5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。
- (6) 県は、市への応援事項について、自衛隊又は他府県等への応援を要請する。特に近隣県か

らの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提としたレトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を提供する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

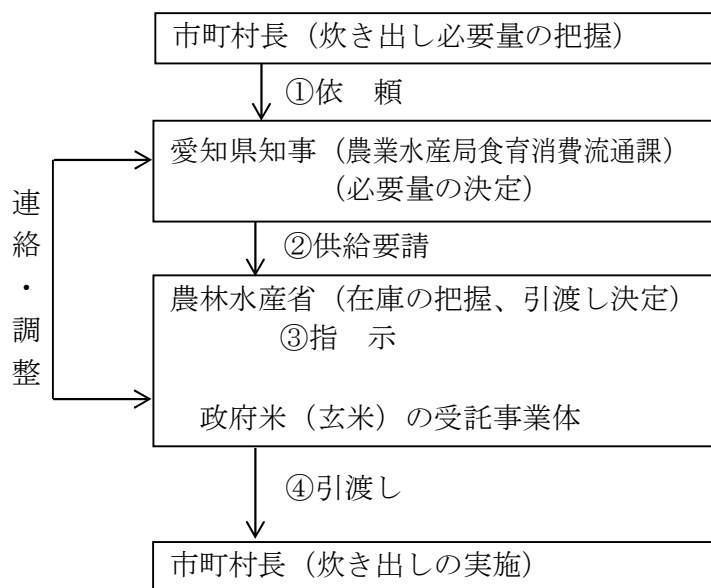
ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



2 県における措置

- (1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食料品の確保に努め、市の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。

なお、被災市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する食品を確保し輸送する。

- (2) 輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請、要求

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 県における措置

- (1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市への燃料の優先供給に係る調整に努める。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、は市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- ・ 水道災害相互応援に関する覚書……………資料2-8
- ・ 防災倉庫設置状況……………資料4-1
- ・ 配水場貯水槽の確保水量……………資料4-3
- ・ 調整池貯水槽の確保水量……………資料4-4
- ・ 耐震性貯水槽設置場所……………資料4-5
- ・ 応急給水栓・緊急遮断弁設置受水槽……………資料4-6
- ・ 防災備蓄資機材等保有一覧表……………資料4-16

(参考)

- ・ 炊出し給与状況……………様式集3-8
- ・ 飲料水の供給簿……………様式集3-9
- ・ 物資の給与状況……………様式集3-10

第8章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

県における措置

- (1) 環境汚染事故の把握
災害対策本部、市等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導
環境汚染事故発生時には、県が保有する各事業所の有害物質等の情報について市等関係機関に情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。
- (3) 環境調査
被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。
- (4) 人員、機材等の応援依頼
必要に応じ、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

第2節 地域安全対策

1 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

2 県警察における措置

- (1) 社会秩序の維持対策
 - ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携しパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
 - イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
 - ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
 - エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (2) 広報、相談活動
 - ア 広報活動
被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、交通規制状況等について積極的な広報を行う。
 - イ 相談活動
警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動

推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

第9章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

- (1) 遺体の搜索
県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。
- (2) 検視（調査）
遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査※）を得る。
現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。
※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）
- (3) 応援要請
自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 県における措置

市の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

- (1) 遺体の収容及び一時保存
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。
なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
- (2) 遺体の検視（調査）及び検案
警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した

者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要請

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 県における措置

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に調達あつせんの措置を講ずる。

(2) 他市町村への応援指示

市の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 検案の依頼

県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。

3 県警察における措置

(1) 検視（調査）の実施

遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 県歯科医師会への応援要請

身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 遺体の埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つば等の支給

棺、骨つば等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要請

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要請する。

2 県における措置

(1) 必要機材等の確保

棺、骨つば等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市からの要請に応じて調達あつせん等の措置を講ずる。

(2) 応援指示

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- ・ 災害時における協力に関する協定書……………資料2-47

(参考)

- ・ 埋葬台帳……………様式集3-20
- ・ 死体処理台帳……………様式集3-21
- ・ 死体の搜索状況記録簿……………様式集3-22

第10章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講ずる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため配水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社における措置

- (1) 非常災害対策本部の設置
災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。
- (2) 情報の収集と伝達
非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・N T T加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。
- (3) 危険防止措置の実施
災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - (ア) 電力会社側
 - a 火力設備
 - b 超高压系統に関連する送変電設備
 - (イ) 利用者側
 - a 人命に関わる病院
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、消防、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設
 - イ 復旧方法
 - (ア) 変電設備
変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。
 - (イ) 送配電設備
被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。
 - ウ 関係機関との連携
路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するように努める。

2 県における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するように努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するように努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかにガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点の情報(地震の場合は地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定する)とともに、における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動によ

り供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼び掛ける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害（地震の場合は震度5弱以上）が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講ずる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備す

る。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼び掛ける。

第3節 上水道施設対策

水道事業者（市及び県）における措置

被害施設を短期間に復旧するため配水施設の十分な機能を確保し、配水場から重要給水施設に至る配水本管を最優先として配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、応急給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

配水管設備破損の場合

ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の配水管からの給水を図る。

イ 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

ウ 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者又は県へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊又は国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

県は、被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第4節 下水道施設対策

下水道管理者（市及び県）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ 浄化センター

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等

を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

本市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」または愛知県が主体となり締結した「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」及び「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」に基づき、下水道施設の被害状況に応じて応援要請する。

(資料)

- ・ 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書……資料2-9
- ・ 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール……………資料2-10
- ・ 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定……………資料2-11

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市、県及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社における措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第11章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施に当たっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 市における措置

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、応急危険度判定活動を実施する。

判定活動の実施に当たっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 県における措置

(1) 支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の被災宅地危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う支援本部を設置する。

支援本部は、1(1)の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 県における措置

県は災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市の要望事項
- (3) 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空き家を確保する。

- (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

- (3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

- (4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

- (5) 他の市町村への応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県を通じて他の市町村に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市における措置

- (1) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(2) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定に当たっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 県における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承

認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(3) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

3 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

(資料)

- ・ 応急仮設住宅建設予定地……………資料4-31

(参考)

- ・ 応急仮設住宅台帳……………様式集6-6

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

2 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ロ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ハ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ニ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ロ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ハ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ニ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

- (2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県における措置

応援協力の要請

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- ・ 応急仮設住宅建設予定地……………資料4-31
- ・ 応急仮設住宅台帳……………様式集6-6
- ・ 障害物除去の状況……………様式集3-23

第12章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、県教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 教育施設及び教職員の確保

1 市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

- ア 校舎等の被害が軽微な場合
速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。
- イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合
使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。
なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。
- ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合
市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。
- エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合
他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。
- オ 校舎等が集団避難施設となる場合
授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。
なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

3 県における措置

(1) 他県に対する応援要請

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要請する。

(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、市教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

第2節 応急な教育活動についての広報

県、市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第3節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 県における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、県立学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（参考）

- ・ 学用品の給与状況……………様式集3-18
- ・ 学用品購入（配分）計画表……………様式集3-19

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興本部の設置等

1 県における措置

(1) 県復興本部の設置

本県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（知事）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 県復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第2節 復興計画等の策定

1 県における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることとなる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

2 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 県における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

2 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - エ 道路災害復旧事業
 - オ 下水道災害復旧事業
 - カ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - キ 予防接種法

- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 県における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る調査
県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。
関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。
- (2) 国機関との連絡調整
県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。
- (3) 指定後の手続き
激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

3 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
- { 指定緊急避難場所等

- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - オ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

- (1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。
- (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。
- (3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

2 市及び県における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
- (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害廃棄物処理計画（平成30年3月）に基づき、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。

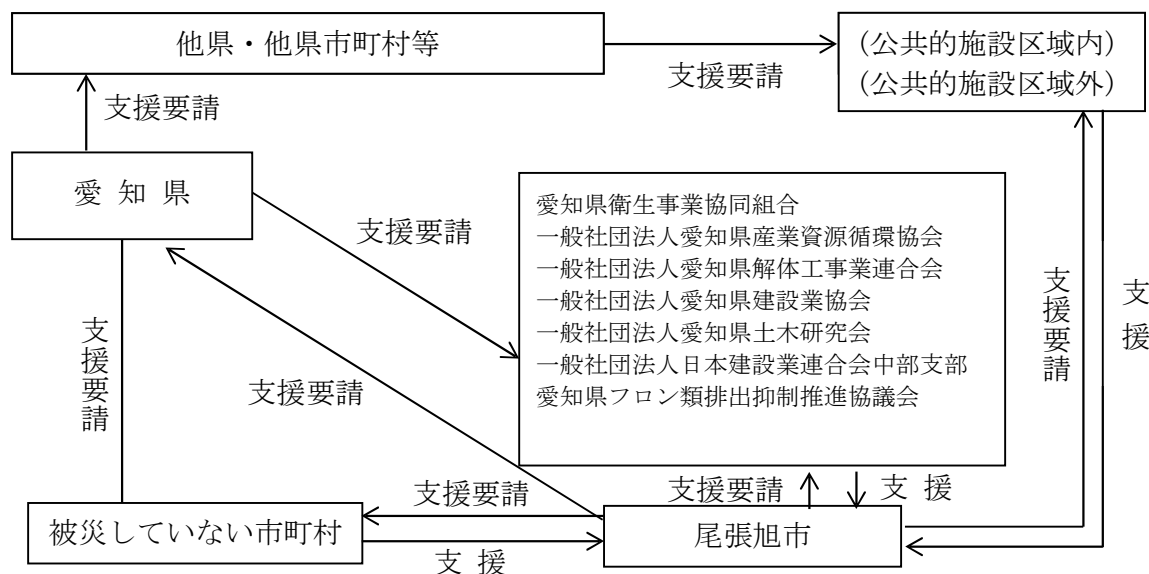
なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



2 県における措置

(1) 連絡調整及び支援・協力の実施

県は、市から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行う。

ア し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬

イ 災害廃棄物の撤去

ウ 災害廃棄物の収集及び運搬

エ 災害廃棄物の処分

オ 被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行う。

(2) 事業者に対する指導

県は、産業廃棄物の処理について、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。

また、アスベスト含有廃棄物の処理について、飛散防止措置を講ずるよう指導する。

(資料)

- ・ 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
.....資料2-9
- ・ 災害廃棄物の仮置場候補地.....資料4-32

第4章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。
- 被災者の住まい確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付等

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 県における措置

(1) 市の支援

県は、災害による住家等の被害の程度や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市に対し必要な支援を行う。

なお、市から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度や調査への応援協力を要請し、被災市の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の被災市向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、市に映像配信を行うなど、より多くの被災市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

2 県における措置

(1) 市への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

また、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない被災者に対しては、尾張旭市被災者生活再建支援金を住宅の被害程度、再建方法に応じて定額で支給する。

(2) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市1/4）

実施主体は、尾張旭市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第13号）等により市が実施する。

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市1/4）

実施主体は、尾張旭市災害弔慰金の支給等に関する条例等により市が実施する。

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために、一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

実施主体は、尾張旭市災害弔慰金の支給等に関する条例等により市が実施する。

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付・支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市に委託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

災害により死亡（行方不明を含む）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付けを利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 義援金品の受付、配分（報道機関、各種団体等における措置）

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託する。

第4節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審

査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講ずる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講ずるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

(7) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(4) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講ずるよう要請する。

3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第5節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 県における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

市が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市へ情報提供を行うものとする。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

- (1) 住宅復興資金
住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。
- (2) 住宅相談窓口の設置
県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。
- (3) 既存貸付者に対する救済措置
独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる

第6節 労働者対策

1 愛知労働局における措置

- (1) 相談窓口の設置
通院していた病院が災害等に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。
- (2) 事業主への監督指導等
ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。
イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。
- (3) 労災病院等への要請
被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- (4) 労災補償の給付
被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (5) 職業のあっせん
ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。
イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給
激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。
- (7) 暴力団等における不正受給の防止
被災労働者に対する労働補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

2 県における措置

- (1) 相談窓口の設置
事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる

窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口との連携を図る。

(2) 就業促進

雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。

また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資金の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農業事業者提供するとともに、必要に応じて農業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農業事業者又は農業事業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

共通編 第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

2 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

共通編 第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 参照